

# GIFU HOZEN

岐阜県環境保全協会報

1992／第11号

平成4年3月25日発行

題字：梶原拓岐阜県知事



社団法人 岐阜県環境保全協会  
岐阜市薮田1-101 水産会館内

# 目 次

## 卷頭言 「美しい県土づくりを目指して」

岐阜県町村長会会長 中井 勉 ..... 1

## 特 集 「平成 4 年度主要事業の概要」

岐阜県（衛生環境部環境整備課） ..... 2  
岐阜市（生活環境部環境保全課） ..... 4

## 特 報 平成 2 年度産業廃棄物処理業業務報告

岐阜県（衛生環境部環境整備課） ..... 5

## エッセイコーナー 「見ざる 聞かざる 言わざる」

いけ花石田流家元 石田 秀翠 ..... 8

## 寄 稿 「愛の献血」

岐阜県（衛生環境部業務水道課） ..... 10

## トピック 地域産業廃棄物処理推進協議会のご紹介

..... 13

協会だより ..... 18

新入会員の紹介 ..... 20

## 会員の声 砂利を採取した跡地の活用について — ある業者の言い分 —

..... 21

「産業廃棄物対策基金」寄付承諾事業所のご芳名 ..... 22

編集後記 ..... 広報編集委員 各務 遼 ..... 26

表紙写真

\*菊おこし、ぎふフォト・コンテスト入賞作品

各務原市尾崎西町 B436 藤田敏男さんの作品



## 「美しい県土づくりを目指して」

岐阜県町村長会

会長 中井 勉

県下全町村長を代表いたしまして、一言ごあいさつを申し上げます。

会員の皆様方におかれましては、日頃より環境保全に格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

さて、平成元年四月には、廃棄物処理業界、行政機関、排出事業者が三位一体となって、産業廃棄物の適正な処理をするために、「岐阜県環境保全協会」を設立され、その後、平成二年四月には、「岐阜県産業廃棄物対策基金」の創設をされましたが、二年を経過した今日その目標額達成に向けて着実に成果をあげられましたことは、会員皆様方の一方ならぬご協力の賜物と厚くお礼申し上げる次第であります。

しかしながら、産業廃棄物処理の実態は、依然として深刻で、排出される廃棄物も増大の一途にあり、不法投棄等も多発いたしております。

また、最近の環境問題は地球規模で取り上げられ、さきの中東の油田火災による酸性雨、石油流出による海上汚染は深刻な問題となり、全世界に大きな反響を与えました。

かかる状況の中、「廃棄物の処理及び清掃に關

する法律」の改正が昨年十月に行われ、これまでの処理処分すなわち焼却して埋め立てる一方通行の考え方を大転換させ、まずゴミの減量化、次に再生資源の利用の促進を強く打ち出し、私共町村に対しては、一定の分別収集を義務づける、事業者については再生しやすい製品づくりを進めるなど、官民一体となった強力な処理対策が打ち出されました。

一方県下全町村は、県に呼応して美しい県土づくりとして「花の都ぎふ」推進運動を展開しておりますが、法に基づく廃棄物の適正処理することにより山紫水明を誇る岐阜県の美しい自然と環境を次の世代へ引き継ぐことができる所以あり、今後とも関連企業、処理業者、住民、行政が一丸となって廃棄物等の適正処理に関連する諸問題に取り組み、事態に対処していくことが肝要であると存じます。

最後になりましたが、会員各位の今後益々のご活躍と、廃棄物行政に対する一層のご理解とご協力をお願い申し上げまして、私のごあいさつといたします。

## 平成4年度主要事業の概要

### 岐阜県衛生環境部環境整備課

#### 1. 廃棄物処理法の改正について

昨年10月に改正された廃棄物処理法が、本年6月頃に施行されます。法施行後20年来の大改正であり、廃棄物の減量化、再生利用の推進が強調されておりますが、制度的にも新しい考えが導入されています。

爆発性・毒性・感染性の有害特性を有する廃棄物を特別管理廃棄物として特別の規制を加えることをはじめ、廃棄物の適正な処理を確保のための新施策への円滑な移行のため、法改正に伴う作業を進めています。

##### (1) 県施行細則の改正

法律及び施行規則の施行に関し必要な事項を定めた「岐阜県廃棄物の処理及び清掃に関する施行細則」を改正する。

##### (2) 県指導要綱の改正

関係者が遵守すべき事項を定めた「岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」を改正する。

##### (3) 三指針の見直し

岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱に関連した「処理委託指針」・「構造指針」・「管理指針」の見直しを行う。

##### (4) 改正法の周知徹底

排出事業者・処理業者・市町村等関係者に対し、講習会の開催等により改正法の周知徹底を図る。

#### 2. 産業廃棄物適正処理の推進について

岐阜県第三次産業廃棄物処理計画に基づき、適正処理の推進を図るとともに、法改正に合わせて第四次処理計画のための実態調査を実施します。

また、3年目の目標年度が到来する岐阜県産業廃棄物対策基金の造成を重点に、社団法人岐阜県

環境保全協会の育成指導を図ります。

##### (1) 第四次処理計画策定のための実態調査

平成7年を目標とした第三次処理計画を推進中であるが、改正法で減量の施策等を盛り込んだ処理計画の策定が求められていることから、4年度約4千事業所を対象に実態調査を実施し、5年度に第四次処理計画を策定する。

##### (2) 岐阜県産業廃棄物対策基金造成について

平成2年度から4年度までに岐阜県が1億2千万円、市町村3千万円、環境保全協会1億5千万円提出し、災害等による環境汚染等に対応するための岐阜県産業廃棄物対策基金を造成する。

4年度は目標年度にあたり、3億円の基金を確保するため、関係者が一丸となって目標の達成を図るとともに、将来ビジョンの確立を指導する。

##### (3) 排出事業者の指導

改正法においても事業者処理責任の基本は変わらないが、製品等が廃棄物となった場合の処理困難性についてあらかじめ自ら評価するなど製造の段階から適正処理を求める考え方方がより強く示された。

また、廃棄物の減量その他適正処理の確保に関し、行政の施策に協力する義務が課せられ、多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者に対し、処理計画の策定を指示することとされているので、必要な指導を行う。

事業者処理責任の徹底が廃棄物処理の根幹であることから、認識をより深めるよう排出事業者指導を継続して行う。

##### (4) 処理業者の指導

改正法において、許可区分が収集運搬と処分

の二区分に分れたので周知に努めるとともに、所要の事務手続きを指導する。

また、法律上で5年を下らない政令で定める期間ごとに許可更新を受けなければ失効することになり、更新制度の周知徹底を行う。

あわせて、期限付き許可が本年後半から切れる許可業者に対し、再許可講習の受講指導及び再許可申請について指導を行う。

#### (5) 特別管理産業廃棄物排出事業者の指導

特別管理産業廃棄物を排出する事業者に対して、次の指導を行う。

- ア 特別管理産業廃棄物処理基準の遵守
- イ 特別管理産業廃棄物保管基準の遵守
- ウ 特別管理産業廃棄物委託基準の遵守
- エ 特別管理産業廃棄物責任者の設置
- オ 多量の特別管理廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者に処理計画の作成を指示
- カ 特別管理産業廃棄物管理票の交付及び知事への報告書の提出

#### (6) 特別管理産業廃棄物処理業者の指導

特別管理産業廃棄物処理業を営もうとする者に対して、次の指導を行う。

- ア 特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可取得
- イ 特別管理産業廃棄物処理基準の遵守
- ウ 特別管理産業廃棄物委託基準の遵守
- エ 特別管理産業廃棄物管理票の記載及び送付

#### (7) 処理施設設置許可申請指導

改正法施行後は処理施設設置についても届出制から許可制になるため、設置者に対して許可申請を指導する。

この許可申請が産業廃棄物の最終処分場である場合には、省令で定める災害防止のための計画の策定が必要になるので、その指導を行う。

#### (8) 不法投棄の監視

産業廃棄物の処理施設の設置が全国的に厳しい状況にあり、大都市圏の周辺での不法投棄が目立っている。改正法では包括的に廃棄物の投

棄が禁止され、罰則も厳しくなっているが、環境保全の観点から不法投棄の監視に努める。

### 3. 地球環境祭りの開催

平成3年度には産業廃棄物資源化シンポジウムを開催し、多くの成果を上げましたが、4年度には廃棄物全体を対象に、「リサイクル社会への発進」をテーマに「地球環境祭り」を開催し、県民各界各層に廃棄物の減量化・再生利用を訴えます。

この一環として、「ガボロジー講座」の開催と「地球環境百科展」の展示を行います。

#### (1) 地球環境祭りの概要

- ア 開催日 平成4年11月頃
- イ 会場 未定
- ウ 内容
  - リサイクル楽市楽座
  - ごみ減量化セミナー
  - 環境美化推進大会
  - カンカンアート・コンクール

#### (2) ガボロジー講座

減量化、リサイクルに焦点を当てた講演会と分科会の開催

#### (3) 地球環境百科展

減量化、リサイクルに関係する各種展示

事務局から

ご投稿をお待ちします！  
会報づくりに参加しませんか！

広報編集委員会では、会報づくりに会員の参加を希望しております。エッセイ、体験談、意見など是非ご投稿ください。希望者は遠慮なく事務局に申出てください。場合によっては匿名でも構いません。

## 平成4年度主要事業の概要

### 岐阜市生活環境部環境保全課

#### 1. 産業廃棄物適正処理の推進

近年の経済活動の活発化・国民のライフスタイルの変化に伴い、廃棄物量の増大、質的にも多様化してきている一方で廃棄物処理施設の確保が増々困難な状況となっています。また、廃棄物の不適正な処理が大きな社会問題になるなど廃棄物処理を取り巻く状況は極めて深刻なものとなってきております。このような状況下、岐阜市では次の施策を進めていきます。

##### (1) 公共工事（岐阜市発注）から発生する産業廃棄物の適正処理の推進

公共工事から発生する廃棄物を適正に処理するため、廃棄物処理計画書の作成指導及びマニフェストの使用の徹底を図る。

##### (2) P C B 使用電気機器使用（保管）事業所の指導

平成3年度に引き続き、P C B 使用電気機器の適正保管の指導を行う。

##### (3) 医療廃棄物の適正処理指導

感染性廃棄物を中心に、排出者から処分業者に至る全工程にかかる者に、それらに対し適正な処理が行われるよう指導を行う。

##### (4) 改正廃棄物処理法の周知徹底

啓発用パンフレット等の作成

#### 2. 廃棄物処理体制の整備

##### (1) 業界団体の育成指導

##### (2) 産業廃棄物処理推進協議会の育成指導

#### (3) 産業廃棄物情報管理システムの確立

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が昭和45年に制定されて以来、国や各自治体はその施行体制を整え、民間の処理業者も育ってきている。しかし、いまだに不法投棄等の不適正処理が少なからずみられる現状である。また、県域を超えて広域的に移動する廃棄物が増加しており、これに的確、迅速に対応することが困難な場合が増加している。このような現状に加えて、最近の問題として、より良い、安全な環境を求める国民的ニーズの増大がみられ、廃棄物の性状に応じたきめ細かな処理の実施や、有害な化学物質に対する規制の強化などが求められるようになっている。このため、行政面でも廃棄物の適正かつ効率的な管理手法の導入や各種指導業務の効率化、高度化が求められている。産業廃棄物は不適正な処理、不法投棄等による生活環境の汚染の可能性を潜在的に有しております、発生から最終処分までを適正に監視する必要がある。こうした背景をふまえて業務の効率化、高度化を図るため、情報管理システムを導入し、産業廃棄物の適正管理を図り、将来的には廃棄物交換制度も含めたネットワークシステムの構築に向けて検討を加える。

#### 3. 減量化（再利用、中間処理）の促進

公共工事から排出される建設廃材、木くず等を中心に、できる限り再（生）利用を行うよう指導する。

「花の都 岐阜づくり」運動に  
参加しましょう

岐阜県「花の都 岐阜つぐり」推進本部

# 産業廃棄物処理業務報告のまとめ

## 平成2年度（平成3年6月報告）

### 1. 業務報告提出状況

平成3年6月に業務報告すべき業者は712業者で、その内提出したものは、597業者で、率は84%であった。その内訳は下表のとおり。

	提出対象者数	提出者数	未提出者			計
			行方不明者	H2年度に廃止	その他	
A	89	66	9	1	13	23
B	223	192	4	1	26	31
C	400	339	17	5	39	61
計	712	597	30	7	78	115

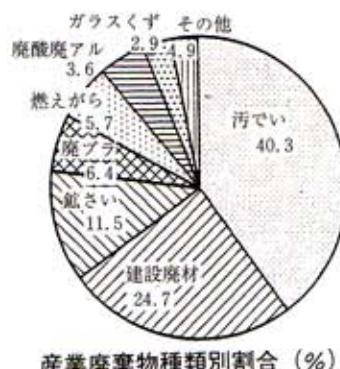
提出業者のうち取り扱い実績のないもの及び有価物扱いとして報告がないものは、下表のとおりである。

	実績あり	実績なし	有価物扱い	計
A	47	19	0	66
B	132	59	1	192
C	200	136	3	339
計	379	214	4	597

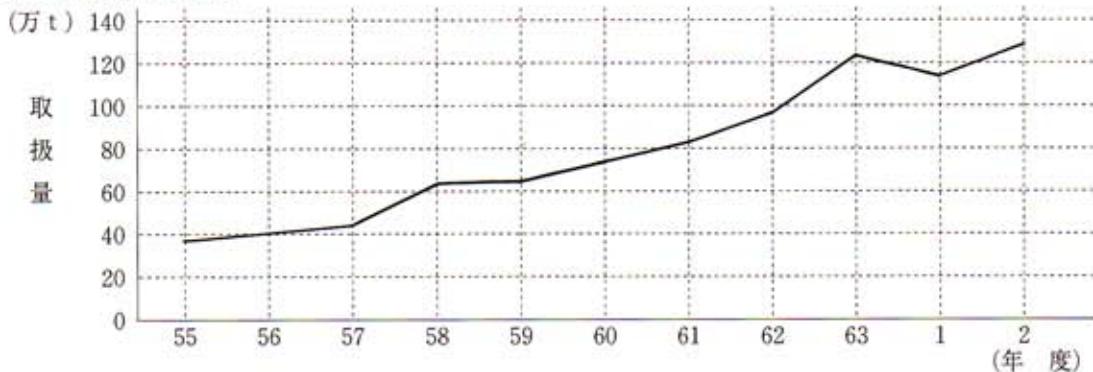
### 2. 処理業者の取扱量

平成2年度の総取扱量は126.7万tで、前年度より16.1万t増加している。総取扱量の内訳は、汚でい51.1万t(40.3%)、建設廃材31.2万t(24.7%)、鉱さい14.5万t(11.5%)で全体の76.5%を占めている。

取扱い量の増加した主な理由は建設廃材の取扱量が前年に比較して11.8万t増加したためである。



### 処理業者取扱量の推移



### 3. 産業廃棄物の移動状況

総取扱量の内、県域内発生は74.8万t (59.0%)、岐阜市発生は5.8万t (4.6%)、県外発生は46.1万t (36.4%) である。主な搬入県は、愛知県 (29.3万t)、三重県 (7.6万t) で80.7%を占めている。

総取扱量の内、県域内で処理された量は106.7万t (84.2%)、岐阜市で処理された量は、4.9万t (3.9%)、県外で処理された量は15.1万t (11.9%) である。主な搬出県は、愛知県 (10.0万t)、三重県 (3.1万t) で86.9%を占めている。

経済的な変化としては、県域内への搬入量が前年度より6.1万t 増加しており、また県域外への搬出量も1.5万t 増加している。

### 4. 県域内での処分状況

県域内で処分された量は106.7万t の内、最終処分は51.2万t (48.0%)、中間処理52.2万t (48.9%)、事業者等処理（公共団体が処理したもの）3.3万t (3.1%) である。

最終処分の内訳は、セメント製造での焼却処理（燃えがら、汚でい、鉛さい、ばいじん）が23.7万t、建設廃材の破碎等が21.9万t である。

中間処理で、再生を目的としての中間処理（原料量、破碎利用、精製等）は、中間処理量の98.5%を占めている。

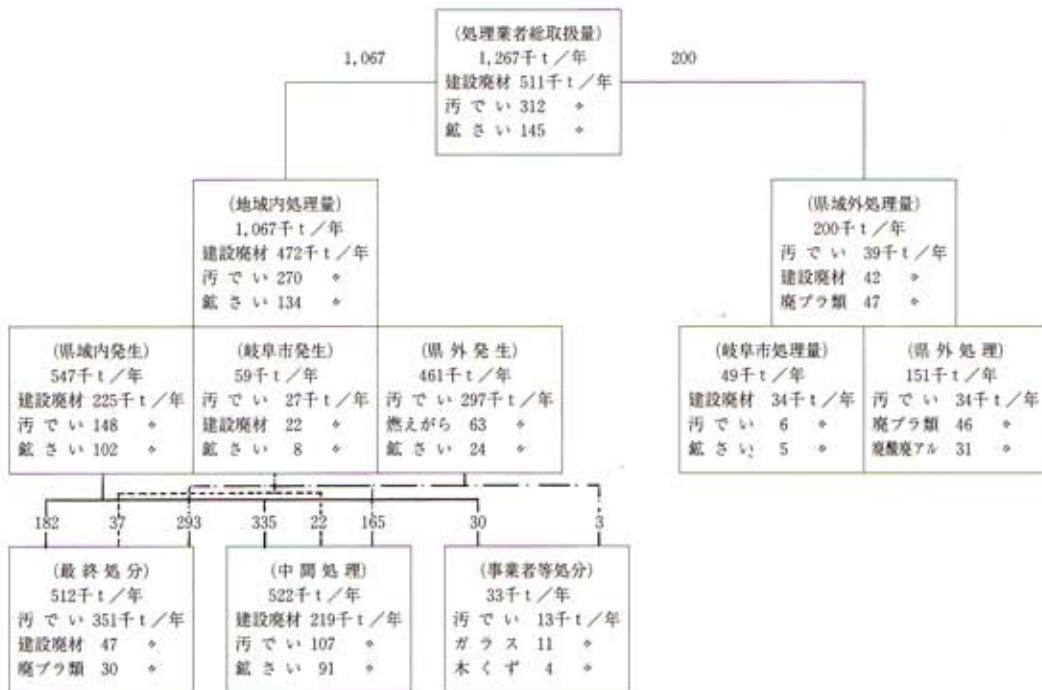


最終処分産業廃棄物種類別割合 (%) 中間処理産業廃棄物種類別割合 (%)

### 5. 処理業者の状況

最終処分では、寿和工業(株)が31.4万t で最終処分量の61.4%を占め、中間処理では、住友セメント(株)が23.7万t で中間処理の45.3%を占めている。

## 産業廃棄物処理業者処理状況図 (平成2年度)





## 見ざる 聞かざる 言わざる

いけ花石田流家元

石田秀翠

名古屋市千種区唐山町3の18

今年は壬申（じんしん=みずのえさる）の年である。

天智天皇の没後、長子大友皇子（弘文天皇）を代表者とした近江朝廷に対し、吉野にこもっていた皇弟大海人（おおあま）皇子（天武天皇）が、672年の夏に起こした、あの壬申の乱が頭に浮かぶ。1ヶ月余の激戦の末、大友皇子は自殺、大海人皇子は飛鳥淨御原宮（あすかのきよみはらのみや）に即位し、日本の律令制が確立される端緒となった、といわれる。あの乱から数えて22回目のエトが回ってきたわけである。

また、わが国最初の全国的な戸籍ができた明治5年「天申戸籍」からは2回目ということになる。単に22回とか2回というと、この歴史的大事がつい昨日のように感じられるのも数字の不思議といえよう。

さて、この「申（さる）年」に因んでか「反省ザル」の次郎クンや「日光サル軍団」はいまやテレビ界のスターにのし上がっている。そこで、「さる」といえば「見ざる、聞かざる、言わざる」の「三猿の教え」があまりにも有名だ。だが、このことわざのルーツは一体どこから来たのであろうか。私なりに、あえて「サル者」を追ってみた。

ことわざ大辞典によれば、この「三猿の教え」がものの本、文章として登場してきたのは1799年、淨溜璃の「絵本大功記」である、といわれる。その中に「何事も、見ざる 聞かざる 言わざるに、咄があらば、嫁女庚申待、ゆるりと聞こう」とい

うセリフで登場する。しかし、すでに日光の楼門などに木彫りの「三猿」が現れているから、もっと古いことに違いない。

「三猿」は各地の山王社にみられ、また、「絵本大功記」のセリフにもあるように「庚申講」に因んでいるとみられるのは確実である。

この山王社の山王信仰とは、弘仁年間（810～829）に最澄が比叡山の山上に延暦寺を開いたとき、唐の天台山国清寺の山王祠の例にならい、比叡山守護の神として、山王の「ほこら」を建てたのが始まりで、「守護する地主神、山神」の意味である。

平安時代の中期から、天台宗の教理と結びついて山王一実神道（日吉=ひえ=神道）が生まれた。鎮守神である山王権現（さんのうごんげん）に対する信仰は、また、日吉権現ともいわれ、各地にある日吉神社の祭神ともなっている。

この山王は安産、子育て、縁結びの神としても信仰されており、この神の使いがサルであった。「山王のサル」として表題の「三猿」につながっていく。

一方、庚申信仰は、エトの庚申にあたる日を重んじ、この日には身を慎んで過ごすという。中国の道教には、60年あるいは60日ごとにめぐってくる庚申の夜には三尸（さんし=三匹のこと）の虫が睡眠中の人体からぬけ出して昇天するという信仰があった。この虫が天帝に、その人の罪過を報告すると、その人の命が奪われるということで

この夜は眠らないで善を行い、身を慎しまねばならなかった。これが、中世以後の日本に受け入れられ、庚申講とか庚申待（こうしんまち）御申待（おさるまち）となっていった。

路傍に見られる庚申塔は、60年目の庚申の日に建てられたもので、庚申を「かのえさる」と読むことからサルの信仰とも結びついた。さらに同音の「猿田彦（さるたひこ）」の連想から、道を守り案内する道祖神とも習合した。

庚申の夜は、仏家では帝釈天（たいしゃくてん）および青面金剛を、神道では、猿田彦を祭って寝ないで身を慎む。特にこの夜は女人を避けるといい、この夜に結ばれてできた子は、盗人になると云われた。

この身を慎むという庚申の心と山王神仰のサルが結びついて、音からくる言葉の連鎖として、「三猿の教え」が生まれ、浸透していったと推論できる。各地にある庚申塔には、青面金剛の台座下に「見ざる、聞かざる、言わざる」の三猿を浮き彫りにして民間信仰として広く伝わっていったとみることができる。

さて、「壬申」のエトを得て、性来的好奇心から「三猿」を追いかけたわけだが、「そんなこと聞かざる」といって赤いおシリならぬ舌を出しているかもしれない。

それにしても、「人の非を見ない、人の非を聞かない、人の非を言わない」この「三猿の教え」を庚申の日といわず、年中、身を慎んで実行できればと思うのだが。やっぱり凡人の悲しさ、「反省！」と手をついて、次郎クンのポーズをしたことの方が多いのか。さて——。



(このエッセイは、山村広報編集委員長のご配慮により、ご執筆をお願いしたものです)

#### 事務局だより

#### 厚生大臣認定「産業廃棄物処理業者に対する 許可講習会」 希望者には日程を速報します！

この講習会は、年度当初に全国的な実施計画を定めて行われます。しかし、昨年度に法律改正等がありましたので、4年度計画は未定の状態であります。

計画が判明すれば会報に掲載しお知らせしますが、特に必要な方には直接申込用紙を添えて通知する便宜を図ることとし、先にご連絡しました。希望者は、早目にご連絡ください。

なお、岐阜県では次のような指導が行われております。ので、ご承知ください。

\*個人の場合～本人

\*法人の場合～代表者又は、業務担当役員

## 献血で健康チェックを！

# 「愛 の 献 血」

岐阜県衛生環境部薬務水課

### ○ 血液が不足している

- 70歳以上の人人が約半分を使用

日本の高齢者（65歳以上）は人口比率で10%強ですが、国民医療費で約40%、血液製剤使用量では47%から60%もの割合を占めています。この使用量は70歳以上でみてみると、人口7%に比べ41～53%にも上ります。このことから、高齢者になるほど極端に使用量が増えることがうかがえます。

- “吸血鬼ニッポン”の国際的な批判

血漿から作られるものとしては、輸血に使う血漿製剤のほか、アルブミン、免疫グロブリン、凝固因子などの血漿分画製剤があります。近年急速に使用量が増加したのはアルブミン製剤で、この量は1985年には、減量血漿換算で約384万ℓに相当し、これは全世界の使用量の三分の一に当たります。世界の人口の3%にすぎない日本で、これだけを消費し、その90%以上を海外に依存しています。世界からの非難もやむを得ないところです。

### ○ 思いやり、大きく育って

どんなに科学が進歩しても、血液は人々の優しい愛に依存するしか方法がありません。

ひとつの生命が、もうひとつの生命のために捧げる豊かな心、献血。

献血は、人間がもつ“愛”的もともと美しく、もともと尊い行為だといえます。

### ○ 三つの献血方法

献血には「200ml献血」「400ml献血」「成分献血」の三つの方法があります。

「400ml献血」は、これまでの「200ml献血」献血と同じように、血液をそのままの状態で献血する方法です。

私たちの体内的血液の量は、男性は体重の約8%、女性は約7%といわれています。体重60kgの男性では4,800ml、体重50kgの女性では3,500mlの血液量となります。医学的には、普通の人は体内の血液量は15%以内（男性720ml・女性525ml）が失われても何ら身体上の問題はありません。ですから400mlの献血も日常生活や健康に差し障りありません。

「成分献血」は簡単な装置を用いて、自動的に血液中の血漿や血小板だけを献血する新しい方法です。この場合、最も回復の遅い赤血球を献血者に返しますので、献血者の体への負担が軽く、1～2週間の間隔で献血ができます。

成分献血からは、200ml献血による場合の五人分以上の血小板製剤や血漿製剤がつくられます。

このため、輸血によるウイルス感染そのほかの危険性が五分の一以下に軽減され、輸血の安全性がいっそう向上することになります。

### ○ 献血で健康チェック

#### — 血液検査サービスで健康管理 —

血液センターでは、献血者の健康管理に役立つように、すべての献血者に肝機能（S-GPT）やコレステロール値などの生化学検査を行っています。そして、その結果を献血者にお知らせしていますから、定期的に献血するとそのつど貴重なデータがえられ、自分自身の健康のパロメーターになります。

#### — 献血の結果わかること —

血液型のほかに、B型肝炎ウイルスの感染の有無や梅毒にかかっているか否かがわかります。そのほか、生化学検査からは、肝臓や腎臓のはたらきに異常が認められないかどうか、また、栄養や

健康状態に問題はないかなどがわかります。

さらに、400ml献血、成分献血をした方には、血球数検査を行っています。それによって、赤血球数やヘモグロビンの量から貧血の有無やその原

因などを判定する手がかりが得られます。

このように、献血者への血液検査サービスにより、病気にかかっている心配はないか、体の全体的な健康状態はどうかなどがわかります。

## 別 表：血液検査サービスの内容

### 生化学検査項目

#### ○ 血清トランスマニナーゼ (S-GPT)

肝臓や心臓に多い酵素で、これらの臓器が障害をおこすと血液中に増えてきます。

#### ○ アルカリフォスファターゼ (ALP)

腸・腎臓・脾臓にある酵素で、胆汁の中に排出されますが、障害があると血液中に増加します。

#### ○ 総蛋白 (TP)

栄養が低下したり、肝臓が悪くなると血清中の蛋白質の量が減少します。

#### ○ アルブミン (ALB)

肝臓や腎臓が悪くなると、数値が低くなります。

#### ○ アルブミン対グロブリン比 (A/G)

血清蛋白は、大きくアルブミン (A) とグロブリン (G) の2つにわけられ、その比率は一定ですが、肝臓などの病気があるとその割合が変化します。

#### ○ 尿素窒素 (BUN)

だんぱく質は体の中で利用された後、尿素となって尿中に排出されますが、腎臓の働きが悪くなると血液中に増えてきます。

#### ○ コレステロール (CHOL)

動物性脂肪の多い食事を取り続けたり、肝臓、腎臓、胆道等の病気の時にも増えることがあります。

### ○ 献血された血液の流れ

献血された血液は、そのまま（全血製剤）、あるいは遠心分離して血液成分性剤（赤血球製剤・血小板製剤・血漿製剤）として、さらに血漿分画製剤（血液凝固因子製剤・免疫グロブリン製剤・アルブミン製剤）として有効に活用されています。

### ○ 岐阜県の献血の状況

岐阜県におきましても、「県内で必要な血液は県内で確保する。」ことを基本方針とし、年度目標達成に向けて献血推進に努め、また、献血制度の啓蒙普及にも努めてきました。

さらに、平成4年1月からC型肝炎ウイルス抗

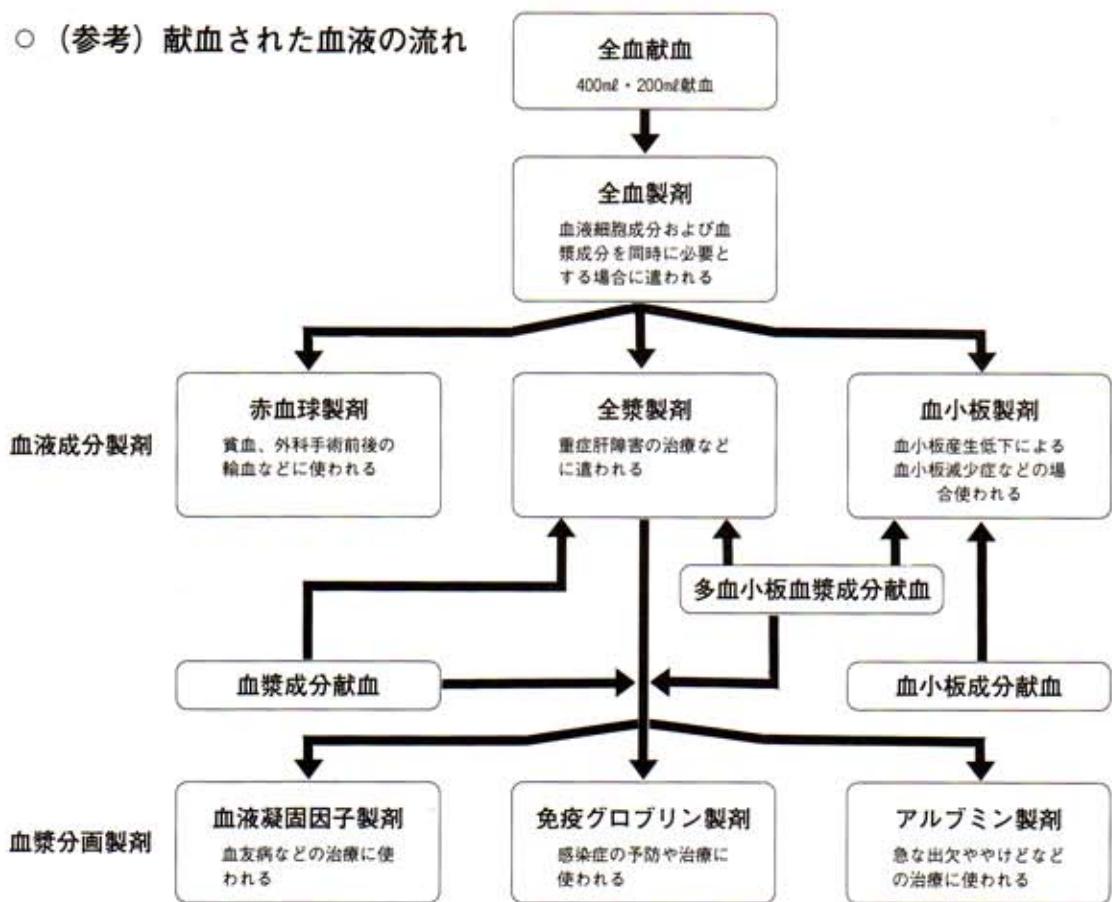
体検査陽性者に対して通知し、医療機関で適切な相談を受けるよう案内をすることとし、一層献血者サービスを充実しました。

近年の献血者数は減少傾向にあり、新規献血者の確保、特に若年層の協力が望まれるところであります、400ml献血者及び成分献血者の着実な増加により、献血量では前年並を確保しています。

しかしながら、本県の献血率は全国的にも低いこと、若年層の献血離れが深刻化してきたこと、また、血漿分画製剤の減量となる血漿を国内で確保することが国の大規模な目標であることから、なお一層県民の皆様のご協力をお願いします。

## 寄 稿

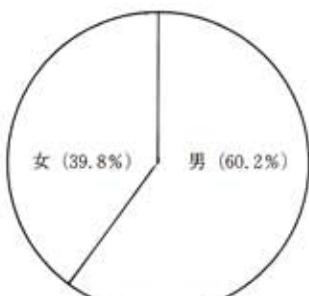
○ (参考) 献血された血液の流れ



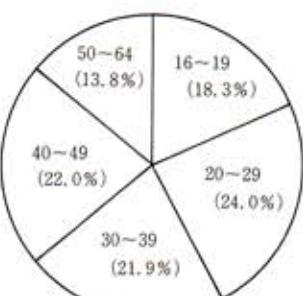
○ (参考) 岐阜県の献血の状況

年 度	献血申 込者数 (人)	献血者数及び献血量					目標者数		目標達成率		献血率	
		200 ml (人)	400 ml (人)	成 分 (人)	計 (人)	献血量 (t)	全 血 (人)	成 分 (人)	全血 (%)	成分 (%)	県 (%)	全国 (%)
平成元年度	125,968	95,724	17,710	2,658	116,092	27,292.0	136,000		85.4		5.6	6.4
平成 2 年度	110,058	73,222	18,183	10,744	102,149	26,175.2	132,800	3,200	68.8	335.8	4.9	6.3

(注: 献血率全国は年計である。)



男女別献血状況（平成 2 年度）



年令別献血状況（平成 2 年度）



職業別献血状況（平成 2 年度）

## 地域産業廃棄物処理推進協議会のご紹介

岐阜県では昭和54年に策定した第2次産業廃棄物処理計画のなかで「地域処理の推進」を掲げました。これを受け、昭和57年6月に恵那地域産業廃棄物処理推進協議会が誕生したのが最初で、以降各地に保健所を単位とした協議会が生まれました。現在では9協議会が活動されており県環境整備課では、残る郡上、益田、高山の各保健所管内にも設立させたいと言われています。

各協議会は、本協議会の賛助会員としても参加されていますが、地域特性に富んだ独自の事業にも取り組んでおられます。

今回は、各協議会からの寄稿をお願いしましたので、ご紹介します。なお、本文中、設立年月日及び会員数は「平成3年環境白書」から引用したもので、設立年月日順に掲載させて頂きます。

### 恵那地域産業廃棄物処理推進協議会

設立：昭和57年6月24日 会員数 33人

恵那地域産業廃棄物処理推進協議会の活動について若干の紹介をさせていただきます。

当協議会は、恵那保健所管内の産業廃棄物排出事業所が中心となって、昭和52年3月岐阜県で最初に設立されました。

2市11町村の行政区域があり、面積は、県下の約11%、人口は、約7%、製造品出荷額等は、約8%という状況です。

本協議会地域を歴史的に紐解いていくと、中山道の宿場町として、落合、中津、大井の宿が今でも当時の面影を残して、一つの観光資産を残しています。

また、北部地方には、檜の産出地があり、日本全国に檜住宅の供給源となっています。

事業所の歴史は、今から80年程まえ、当地方の豊かな水と、森林資源を原料とした、製紙工場が操業を開始しました。

その後、関連の企業が続々と操業を開始し、今では、古紙再生企業も多く見受けられます。

また、太平洋戦争の戦火を逃れるため当地方に移転した家電企業も現在、多くの関連企業とともに操業を行っています。

只今申し上げた企業を中心となって設立された当協議会は、現在、排出事業者29社、処理業者6社、賛助会員1社の合計36社で構成され、実地研修会を含む2回の研修回の開催、年1回の機関紙の発行等を中心に活動を続けています。

特に、総会、役員会等会員の多数集まる機会には、自らの廃棄物問題を論ずるのではなく、大所高所の立場での廃棄物問題が、議論されています。

また、昨今のリサイクル問題については、一段と白熱した議論が繰り広げられ、予定の時間を超過することしばしば見受けられます。

今後は、当地域に造成された工業団地の企業に対して、協議会への加入勧誘を積極的に行い、他地域協議会の範を示すような協議会活動を開拓していくことを考えております。

### 西南濃地域産業廃棄物処理推進協議会

設立：昭和57年10月14日 会員数 73人

県下の産業廃棄物の発生量の約20%は大垣保健所管内で発生するといわれていますが、その大垣保健所管内の産業廃棄物排出事業所73社により構成（昭和57年創設）されています。

活動としては、ご他間に漏れず、総会、研修会、講演、会誌の発行といったところですが、特に総会時には、地元企業のトップクラスの方（会長・

## トピック

社長さん)に会社創設に至った経緯や苦労話について講演していただいている。

今まで講演をお願いした方は、いずれも地元の名士で、それぞれ苦労して難局を乗り切り、会社を日本でも有数の企業に育て上げた方々であります。その話の節々には年輪を感じさせられ、また、うんちくをかたむけさせずにはおられないものでした。会社でも聞いたことがないような苦労話や脱線した話をトップから直接に聞けると、会員には好評のようです。これも協議会の親密さと気楽さに因るものかと思っております。

秋には、日帰り研修と称し、産業廃棄物の最終処分場、中間処理施設、再生工場等の施設見学を行っております。

平成2年度は、名古屋市のダイセキ(株)とアサヒビールを訪ね、廃油の再生処理施設の見学や産廃処理・公害防止関係の現状についての話を聞きした。平成3年度は、三重県のマック(株)と三重県樹脂共同開発を訪ね、畜産廃棄物、下水道汚泥及び苔を栽培した廃材からの堆肥製造と廃プラスチックの再生利用による鉄道の枕木や踏み板の製造の工場見学を実施した。

2月には、公害・産業廃棄物研修として講演会を実施しており、昨年度は、地球的規模の環境問題をテーマにとりあげ、県環境管理課の衣斐総括技術課長補佐に講演を依頼。

本年度は、「南極における生活と廃棄物」の演題で、岐阜県公害研究所の奥平主任専門研究員を講師にお招きする。

年度末を控え、会誌の発行に向け、原稿集めに推進にと、編集委員は忙しい毎日を送っています。

### 伊奈波地域産業廃棄物処理推進協議会

設立：昭和57年10月20日 会員数 26人

当協議会は昭和57年10月に設立され、会員数は現在26社で食料品製造業1、繊維工業5、鉄工業7、金属・一般機械製造業6、輸送用機械製造業6、その他の製造業1となっています。

これまで産業廃棄物の処理に関する情報収集、調査研究、研修会の開催等の事業を毎年実施してきましたが本年度は再生資源利用促進法施行に合わせ資源のリサイクルについての研修を中心として活動を行いました。

#### 1. 再生資源利用促進法についての講演会

法の施行に伴い、県衛生環境部環境整備課の高崎技術主査を講師に招き法施行の背景および法の概要を勉強しました。

#### 2. 産業廃棄物資源化シンポジウムへの参加促進

9月に岐阜メモリアルセンターで開催されたシンポジウムへの参加を呼びかけ、会員それぞれの立場で産業廃棄物の現状および今後の動向を新たに知ることができました。

#### 3. 豊橋市資源化センター視察研修会

資源リサイクルに早期から取り組んでいた豊橋市の関連施設の見学を実施しました。また当社は担当者より運用方針、状況の説明を受けることができました。

当センターは昭和56年から稼働している総合処理プラントですが、資源リサイクルについては導入時期が早かったこともあり処理には手作業も多く見受けられました。

産業廃棄物に関し排出事業者が当面している問題として関連二法に対応した具体策の策定および増大する廃棄物処理費に対する削減策の検討があります。これらの問題を解決するためには排出事業者だけの検討では不可能な点も多いため行政および処理業者の方々との意見交換が必要だと考えていますので貴協会の御援助、御指導をお願いしたいと思っています。

今後とも地域住民、行政、処理業者、排出事業者のすべてが満足できる生活環境を造ることを目指し活動を続けていきたいと思っています。

### 中濃地域産業廃棄物処理推進協議会

設立：昭和57年11月8日 会員数 30人

中濃地域は岐阜県のほぼ中央部に位置してお

り、中心部を長良川が貫流し、その支流である板取川、武儀川、津保川の流域からなっており、岐阜市を始め郡上、可茂地域に隣接し、名古屋市を中心とする中京経済圏とも至近な距離関係にある。この地域の代表的な産業は関市を中心とする刃物関連の金属工業、美濃市を中心とする製紙工業であり、共に中小企業が多いが古くから地場産業の伝統を受け継いでいる。

当協議会は昭和57年11月に会員数36名（事業所20、団体16）で設立。昭和58年度は事業所、団体を対象に産業廃棄物の種類ごとの排出量、処理量、再生利用状況を調査し、これを基にして検討会等を開催している。また、昭和59年度以後は県内外の産業廃棄物の中間処理施設、最終処分施設、再生利用施設等の視察研修を実施し、会員の知識向上、技術研さんを図っている。

中濃地域では「岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱（平成2年4月1日施行）」の適用を受ける産業廃棄物の最終処分場が平成3年に設置されたことに伴い、地元一部住民から反対運動等が起こり、報道関係でも関連する多くの記事等が掲載された。このような状況の中、地域での「産業廃棄物」に対する関心が高まり、勉強会等も開催されるようになった。

当協議会でも地元でのこのような事例を会員各々が正確に理解しておくべきであるとの考え方から、平成3年度の研修会では当該最終処分場に係る経過を中心に、産業廃棄物の適正処理について講演会を開催し、現地視察を実施した。

これを機に協議会では、産業廃棄物の適正処理に関する情報収集及び調査研究を積極的に行うこととしている。

### 揖斐・本巣地域産業廃棄物処理推進協議会 設立：昭和58年9月14日 会員数 28人

私どもの協議会は、昭和58年9月、大野保健所が所管する揖斐、本巣両郡内にある指定事業所を中心として発足しました。事務局は大野保健所衛

生課内に設置されております。

会員は、平成4年2月現在32社が加入し、その業種別の内訳は、食品製造業3社、繊維工業3社、木材・装備品製造業1社、家具・装備品製造業1社、バルブ・紙・紙加工品製造業6社、印刷業1社、化学工業1社、ゴム製品製造業1社、窯業・土石製品製造業4社、鉄鋼業1社、電気機械器具製造業2社、輸送用機械器具製造業1社、建設業4社、その他の製造業3社となっています。平成3、4年度の役員は、会長小嶋道男（明治製菓（株）岐阜工場）、副会長宮尾安志（昭和コンクリート工業（株）揖斐川工場）以下理事6名、監事2名から構成されています。

主な事業として、会員相互の産廃処理に関する情報交換や、研修会の開催などを行っています。平成3年度の主な活動状況は以下のとおりでした。

- 定期総会：平成3年6月20日（保健所）
- 役員会：平成3年12月18日（保健所）
- 研修会等
  - 平成3年6月20日、定期総会終了後、管内研修として岐阜養蜂株真正工場の排出処理施設の視察研修を実施
  - 平成3年9月4～5日、千葉県幕張メッセで開催のウェクテック91の視察に副会長が参加
  - 平成3年9月13日、岐阜市で開催された産業廃棄物資源シンポジウムへ会長、副会長以下会員が多数参加
  - 平成3年11月22日、名古屋市で開催された廃棄物処理法改正に伴うブロック説明会に会長、副会長他3名参加
  - 平成3年12月18日、大野保健所において会員の研修として、廃棄物処理法改正に伴うブロック説明会及びウェステック91の視察結果の報告会を開催

なお平成3年度は、当協議会長が研修指導委員として（社）岐阜県環境保全協会の事業に参加しております。今後もさらに、会員相互の理解を深めること

## トピック

とともに、業界の健全な発展、生活環境の保全に努めていきたいと思っています。

### 羽島地域産業廃棄物処理推進協議会

設立：昭和58年10月13日 会員数 36人

平素より当協議会の運営に多大の御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

当協議会が位置します羽島地域の1市4町は、木曽川、長良川に沿って南北に細長い地形の中に、羽島市と羽島郡4町（川島町、岐南町、笠松町、川島町）があり、面積は約88km<sup>2</sup>、人口約12.3万人で、岐阜市の生活圏に密着している関係上、年毎に人口の増加が認められ、転出入も激しい地域である。

現在、当協議会の会員は37事業所ですが、その中でも繊維工業（染色業）関連事業所が、半数以上を占めています。

当協議会の活動の目玉としましては、毎年、視察研修会と情報交換会を開催しています。

視察研修会では、羽島地域外の多種多様業種の事業所を視察研修し、又、情報交換会では、毎年、当協議会会員の工場排水処理施設、産業廃棄物処理施設等を順番に見学し、各工場での排水、産業廃棄物の処理について、現状での問題点や、最近の処理状況等について、情報交換をし、会員の知恵を出し合って、産業廃棄物の減量化、再資源化等適正処理に役立てています。

又、毎年、講演会を開催し、知識見聞を高めようと頑張っていますが、3年度は岐阜県環境整備課より講師をまねいて、「廃棄物処理法の改正案（当時）」や「再生資源利用促進法」について、ご講演いただきました。

昨秋には、廃棄物処理法も改正されたところであります、今後共、当協議会も産業廃棄物の適正処理（再資源化、減量化等）に向けて、時代に対応出来るような活動が出来ればと努力していくので、皆様方のご支援、ご協力をお願いいたします。

します。

### 岐阜市産業廃棄物処理推進協議会

設立：昭和58年11月18日 会員数 38人

岐阜市産業廃棄物処理推進協議会は、岐阜市当局のバックアップを受け、市内40の企業と商工会議所、公衆衛生検査センターの賛同を得て、昭和58年11月に設立総会を開催し、それから既に10年の節目を迎えるとしている。

廃棄物処理は、「地域企業が手をつないで」をテーマに、歩みを続けてきたのであるが、いまも適正処理をめぐる問題は尽きない。

特に市域内の埋立地の確保は、絶望的とも言える。

他地域への依存が増すなか、県環境保全協会に対する期待は大きくなっている。

平成3年度現在、会員数37、特別会員2で、退会は廃業によるもので、新規加入はない。

当協議会では、機関紙「さるびあ」を昭和60年に創刊、既に6号まで発刊している。

このサルビアは、岐阜市の「市花」からとったもので「花の都岐阜」につながり、岐阜市全体が美しい花に包まれることを願うものである。

#### 平成3年の行事

○平成3年5月17日

役員会開催（岐阜市役所にて）

内容 平成3年度定期総会ならびに研修会の検討

○平成3年7月5日

定期総会開催（浜松市内、やま文にて）

内容①平成2年度事業報告ならびに収支決算審議議決

②平成3年度事業計画ならびに収支予算審議議決

③役員の改選 全員再任（任期2年）  
視察研修

ヤマハビアノ浜松工場（浜松市内）

### 可茂地域産業廃棄物処理推進協議会

設立：昭和59年1月24日 会員数 30人

可茂管内は、岐阜県の中南部に位置し、いわゆる中濃地域の南部を占め、2市9町村からなっております。

管内の工業は、電気機械器具、輸送用機械器具、一般機械器具製造業を中心にパルプ、酒造、醸造、タイル、陶磁器、かわら、木材製品、製茶などの多くの産業が分布しており、発生する産業廃棄物も県内の総発生量の約1%を占め、各種の産業廃棄物が発生するなかで、多いのは、汚でい、木くず、金属くず、ガラスくずの順であります。

可茂地域産業廃棄物処理推進協議会は、昭和59年1月、可茂地域の産業廃棄物の適正処理をより一層推進する目的で、30事業所等の会員をもって設立しました。

活動内容としましては、研修会等の開催、産業廃棄物処理施設等の視察研修を行うなど、会員の適正処理推進のための知識、技術の向上、情報収集を行っております。

また、平成2年度には、当協議会の会員を増加し、積極的な活動を展開していくため、2会員の加入をしたところであります。

当協議会の今後の活動としましては、産業廃棄物の適正処理はもとより、再生利用等資源化をより一層推進するためにも、情報収集等を積極的に行い、共同の処理、再生利用等を協議会活動のなかで検討していきたいものです。

#### 適正処理の原則

Reform 転用 Repain 再利用 Recycle 資源化

### 東濃地域産業廃棄物処理推進協議会

設立：昭和59年6月22日 会員数 49人

当協議会の特色は、東濃地域の地場産業である陶磁器関連の業種が構成する諸団体を会員とし、個々の企業を会員としている点にあり、現在、会員数は、44組合で組織しております。

平成3年度における事業活動としては、特筆すべきものは少ない訳ですが、2事業程実施しましたので、御報告いたします。

平成3年5月、多治見保健所より瑞浪市と可児市境にある松野湖に流入する平岩川の浄化実験について、相談が寄せられました。

内容は、従来、廃棄物として埋立てに回されている陶磁器くず等の中で、接触材として河川浄化に再利用できる物の選定と調達がありました。保健所と当協議会の中で、色々検討した結果、焼成する前の状態にある陶磁器及びタイル等の焼成時に製品を乗せて釜入れする匣鉢が適しているのではないかという結論にいたりました。特に素焼の陶磁器については、手で割ると細かくなり過ぎるという事で、会員の中で耐火レンガを作成している工場に依頼し、一定規模の大きさになるよう造粒し、接触材としました。

又、第二の事業として、岐阜県環境保全協会の「岐阜県産業廃棄物対策基金」に対し、当協議会として基金を拠出している事です。

平成3年度、4年度に限り、積立金として、通常会費の二倍を徴収し、それをもって寄付金とするという事で、本年度分については、9月に、環境保全協会に寄付しております。

簡単ではありますが、以上が本年度の主な活動状況です。

## 活躍する巡回指導車

新しい年をきれいな環境で迎えたいと、12月3日には小林専務理事と鳴川理事が中濃方面に、同月20日には河村常務理事が東濃西部方面に巡回パトロールを実施しました。

両地域とも大規模な産業廃棄物の不法投棄に遭遇しませんでしたが、相変わらずゴミの散乱が多く、苦々しい思いでした。

## 岐産協 年末懇談会

12月18日岐産協（清水理事長）の年末懇談会がサンピア岐阜で盛大に開催され、井口衛生環境部長など多くの来賓が出席されました。本会の事務局からも小林専務理事と河村常務理事が出席しました。

## 平成3年度第5回 理事会

平成3年度第5回理事会は、12月19日(木)午前11時からサンレイラ岐阜で開催されました。

冒頭、12月13日に急逝されて坂理事のご冥福を祈り全員で黙祷を捧げたのち会議に入りました。

会議は井口副理事長が議長となり、17名の理事が出席して進められましたが、全議案とも事務局提案どおり可決承認されました。

なお、提出議題等は次のとおりでした。

### 第1号議案 平成3年度一般会計補正予算について

### 第2号議案 新規加入会員について 報告事項

- (1) 各委員会の活動状況
- (2) 諸行事の報告
- (3) 平成3年度一般会計及び特別会計予算執行状況

また、会議のなかでは廃棄物処理法の一部改正と、これに伴う全国産業廃棄物連合会の活動状況等について活発な意見交換がなされました。

## 会報第10号（新年号）の発刊

広報編集委員会では、会報第10号を元旦には会員の手許に届くよう、1月1日付で発刊しました。

新年の挨拶を知事と岐阜市長にお願いし、廃棄物処理法の一部改正と資源化法について特集したほか、若干の全国的な動向にも触れた内容となりました。

## 愛産協交札会に清水副理事長ら出席

社愛知県産業廃棄物協会の新年交札会が、1月16日名古屋市で開催され本協会から清水副理事長と小林専務理事が出席し、交流を深めました。

なお、岐産協からも田中、水谷、鳴川の各役員が出席されました。

## 新年度を前にした各委員会の開催

各委員会では、新年度事業計画等の策定を主議題とした委員会を次のように開催されました。

なかでも、基金造成部会三役会では年度内目標額を達成するため、直ちに2月末日を期限とした基金造成強調月間を設けることに決定されました。

## 基金造成活動に事務局からも応援

基金造成部会では、さきの三役会で強調月間を定め各地で積極的な活動展開されていますが、事務局としても機に応じ委員に同行し企業訪問に参加しております。

なかでも小林専務理事は2月5日～6日にかけて鈴村委員とともに、可児地域で精力的な訪問活動を展開し相当な成果を挙げられました。

### 平成4年度に向けて県環境整備課長等と懇談

事務局では、平成4年度事業について県環境整備課との打合せ会を、1月31日午前11時から「ピストロむつみ」で開催しました。この打合せ会には課長をはじめ関係幹部職員が、事務局からは小林専務理事と河村常務理事が出席して終始熱心な討議が行われました。

また、2月12日には最終処分場の確保問題について、清水副理事長と交告課長との懇談会が行われ、小林専務理事と河村常務理事が同席しました。この懇談会では、緊迫した最終処分場の確保に関する県と協会及び業界の基本的な考え方について、厳しい意見交換が行われました。

### 全国代表者・事務局担当責任者合同会議 清水副理事長らが出席

(社)全国産業廃棄物連合会による、代表者・事務局担当責任者合同会議が2月18日東京都内「麹町会館」で開催され、清水副理事長と河村常務理事が出席しました。

この会議では、平成4年度事業計画案(骨子)が示された他、各種の報告が行われました。なかでも厚生省中道、田中両課長補佐から説明された「産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律」と、今後の国会審議の動向には、大きな关心を寄せる必要があるようです。

また、前日及び当日早朝には、産業廃棄物対策議員懇話会等が相次いで開催され、清水副理事長が出席されています。

### 平成3年度第6回理事会

平成3年度第6回理事会は、2月27日午後3時30分から「華陽ホテル」で開催されました。

会議は井口副理事長が議長となり21名の理事が出席して行われましたが、次の議題等が審議され何れも「全員一致」で原案どおり可決承認されました。

第1号議案 平成4年度事業計画(案)について

第2号議案 平成4年度一般会計予算(案)について

第3号議案 平成4年度岐阜県産業廃棄物対策基金特別会計予算(案)について

第4号議案 新規加入会員の承認について

第5号議案 被表彰者の選考について  
報告事項

- (1) 各委員会の活動状況
- (2) 平成3年度一般会計予算執行状況
- (3) 平成3年度岐阜県産業廃棄物対策基金特別会計予算執行状況
- (4) 岐阜県産業廃棄物対策基金について

### 地域産業廃棄物処理推進協議会連絡会に小林専務理事が出席

3月5日、県環境整備課では地域産業廃棄物処理推進協議会連絡会を「全建総連会議室」で開催しました。会議は各協議会の活動状況報告を中心にして進められました。

本協会からも小林専務理事が出席し協会事業について説明を行い、理解と協力を要請しました。

### 中部圏産業廃棄物対策協議会岐阜市で開催

中部産業廃棄物対策推進協議会は、静岡・愛知・三重・岐阜の各県が持ち回りで開催されておりますが、今回は岐阜県が担当して3月6日に開催しました。

岐阜市内「岐阜キャッスルホテル」を会場として、各県協会から3~4名の役員が出席されました。

会議は清水副理事長を座長に選んだあと、次の議題について終始熱心な討議が行われました。また、会議終了後には、出席者全員を「信長オーブンセット」に案内し親睦を深めました。

なお、この会議は從来岐産協が対応されていたもので、本協会としては初めての担当でした。

## 協会だより

- 議題(1) 厚生大臣認定許可講習会について  
議題(2) 平成4年度事業(計画案)について

### 盛況裡に経営指導講演会を開催

研修指導委員会(三浦茂委員長)が企画された経営指導講演会は、3月11日「サンレイラ岐阜」で開催されました。

上村安一氏を講師に招き、「岐阜県産業構造の特色と問題点」について講演して頂きましたが、80名を超える聴講者で会場が埋めつくされ大盛況でした。

また、内容も極めて豊富で巧みな話術とともに、多くの賛辞を頂くことができました。

### 再生建設資材活用懇談会小林専務理事が出席

岐阜県では、リサイクル対策を全庁的に推進するため昨秋「リサイクル推進連絡会議設置要綱」を定め、業種(部門)毎に業界等リサイクル懇談会を開催しております。

今回、その中の「再生建設資材活用懇談会(主務課:土木技術指導検査課)」が開催され、小林専務理事が出席しました。懇談会は3月12日県庁内会議室で開催され、次の議題について意見交換が行われました。

- (1) 各種団体の情報交換について
- (2) リサイクルの方向づけについて

## 新入会員の紹介

\*平成3年12月21日～平成4年2月12日までに入会され理事会の承認を得た会員は次の通りです。

### 正会員

社名・TEL	代表者氏名	〒	住所	最終	中間	収運	県内・県外
金原商店 0574-26-1031	金原 芳子	505	美濃加茂市 加茂川町2-8-2			○	県内
富士和商事(株)	藤井 徳充	503-02	安八郡輪之内町大蔵		○	○	県内
合 計			2 社		1	2	

### 〈賛助会員〉

団体名・社名	TEL	代表者氏名	〒	住所
中京スイパー(株)	05616-3-3339	測上 峰春	480-11	愛知郡長久手町大字長湫字畠34

### 〈参考〉

区分	前会報告会員数	入会者数	退会者会	現在会員数
正会員	170	2	4	168
賛助会員	34	1	—	35
特別会員	8	—	—	8
計	212	3	4	211

## 砂利を採取した跡地の活用について —ある業者の言い分—

飛山濃水と言われる岐阜県は、山地が県土の80%以上もあり、木曾、長良、揖斐の3大河川が肥沃な平野を造り出している。しかし度重なる豪雨により河川は変遷し転石や砂利や砂を産み出してきた。そして永年の間にかつては、河川敷であった場所が今は雑草の繁る原野とか農地となり、そしてその下に砂利などが沢山堆積されているところがあり、最近の骨材不足と相まってこれらを採取（岡砂利）している地域が各地で見受けられます。

これは河川からの骨材生産が、河川管理の点から種々問題があり、規制が厳しいことと、全体として骨材が枯渇してきたため、これの代替策として採掘されているものと思われます。ところがこの岡砂利を採取した跡地、いわゆる砂利穴の埋戻しについて様々な噂を耳に致しますので、我々からみて或は合法的でかつ有効な活用の方法があるのではと思います。と申しますのは、砂利業者の中には、建設廃棄物による埋戻しについて、廃・掃・法による許可を得ることなく料金（低額）をとって埋立処分がなされているケースがあるということです。我々からみると安い料金で処理されると言うことは、元々が廃棄物の処理費はマイナスの費用であるとの認識が強いことから必然的に料金の安い方に処理を依頼することは当然の理であります。そうなりますと何のために処理業を営んでいるのかと言うことです。即ち最終処分場の設置について我々が如何に理論武装をし、条件整備に努め地域住民の理解を得ようとしても理由なき、強い、組織的な反対にあい、交渉の糸口すら見出せないのが通例であります。当初の計画が遅れても設置出来る場合はまだよい方で、その確率は限りなく零に近いといつても過言ではないと思います。住民の罵声にもじっと耐えまた、いく

つかの厳しい条件や、行政の指導をクリヤーして業務を開始するまでの間の苦労は、中々理解して頂けないかも知れませんが、そんな我々を無視して、前述のような無許可営業をされでは全く何のために今まで苦労してきたのか「正直者が馬鹿を見る」結果となり何ともやり切れない思いになります。何故このようなことが安易に行われるのでしょうか。先ず考えられるのは、

1. 廃・掃・法等の仕組みや内容を知らない。
2. 建設業者から廃棄物を砂利穴に埋めることについて頼まれると断りきれない。
3. 許可業者であるのかどうか確認せず安易に依頼する建設業者がいる。
4. 横着をきめこんで指導に従わない業者がいる。

等々があると思います。しかもこの様なケースでは、法律違反（無許可営業）は勿論ですが、なかには廃棄物に混じって有害物質が投棄される恐れがないとは言い切れない点に一番問題があると思います。若し仮に有害な物が捨てられ、それが原因で地下水が汚染され住民に被害が及ぶような事にでもなるとそれこそ取り返しのつかないことで将来にわたって禍根を残すからであります。

建設業界では、多量に発生する建設廃棄物の処理に困っておられる業者も多く、そんなことから何かよい方法はないものかと思案の結果眼に向けられたのが砂利穴の活用ではないかと思います。考え方によっては、処理に困っている建設廃棄物を安い料金で砂利穴の埋戻し材として活用すれば双方にとってそれなりのメリットが生じ、一石二鳥であり、そこに大義名分を見出しておられる業者もあると思います。

そこでお考え頂きたいのは、建設業者（元請業者）には排出事業者として果たさなければならな

## 会員の声

い責務があり、安易に処理の委託が出来ないと言ふことがあります。また一方砂利穴の埋戻しについても、行政（砂利採取法の所管課）では、「砂利を採取した跡地は、山土で埋戻しをしなさい。」と言う指導がなされております。つまり如何に建設廃棄物の処理に困っていても簡単に捨てる（埋戻し材として）ことは出来ないです。

そこには行政の厳しい姿勢があり、反面周囲の状況に敏感にかつ我田引水的な判断する民間との差があると思います。行政としても徒らに従割行政に固執するのではなくて、横系列の連携を図られ今何が必要で、どの様なことが望まれているのかを見極め柔軟に対応して頂くことは出来ないものか

行政の順応性に期待しております。

また我々処理業者としてもそこに処分に適した砂利穴があれば、諸々の条件整備はあるものの出来れば有効活用を図るのが何よりも得策ではと考えます。もともと建設廃棄物は安全であり砂利穴の埋戻し材としては問題はないものと思われますのでご検討をお願いします。また、民間側としても砂利穴の埋戻し材の利用等について関係者がよく研究し議論すれば自ずと道を開くことが出来ると思います。これが異業種交流の原点ではないでしょうか。今後は夫々の組織を通じ交流を深めることによって民間としてのよりよき対応策を見出す努力が大切ではないかと思います。

## 寄付ご承諾事務所

### 「産業廃棄物対策基金」 寄付ご承諾事業所のご芳名

(平成4年3月15日現在)

「環境を守り、産業を支える」を合言葉に、平成2年度から着手した基金造成事業は、着実にその成果を収めつつあります。特に、目標額3億円のうち産業廃棄物を排出される事業所から5,000万円のご寄付をお願いすることについては、基金制度の存否に係るものだけに各造成委員は、真剣かつ精力的に活動を展開されております。

ここに、本年3月15日現在ご承諾いただきました事業所のご芳名をご紹介し、深甚なる謝意を表します。

#### 岐阜地区

カワボウ(株)  
岐セン(株)  
山口鋼業(株)  
岐阜精機工業(株)  
北村バルブ(株)  
(株)三陽電機製作所  
岐阜車体工業(株)  
長谷虎紡績(株)

(株)文渕堂	岩仲興産(株)
都築紡績(株) 鶴沼工場	日本たばこ産業(株) 東海工場
日本毛織(株) 岐阜工場	(株)田幸
(株)東海スプリング製作所	天龍工業(株)
川崎重工業(株) 岐阜工場	高岡鋳造(株)
日産サニー岐阜販売(株)	(株)岐阜カクダイ製作所
特種製紙(株) 岐阜工場	(株)喜多村合金製作所
日興毛織(株)	ミズタニバルブ工業(株)
(株)トーカイ	佐野鐵工(株)
富士変速機(株)	岩戸工業(株)

## 寄付ご承諾事務所

航空規格工業(株)	(株)ホンダクリオ岐阜	厚見製紙(株)
東海カラーラ(株)	(株)ナカシマ	(有)共栄製紙所
国分木工(株)	近藤満(株)	中州製紙(株)
宇部日東化成(株) 岐阜工場	岐阜スバル自動車(株)	河村製紙(株)
千代菊(株)	濃飛倉庫運輸(株)	住田整染(株)
(株)コガネパン	(有)赤穂工業所	(株)モーリタン
東海重工(株)	(株)岐阜加工ベニヤ製作所	東洋染色工業(株) 岐阜工場
岐阜三星染整(株)	(株)岡本	玉腰興業(有)
カワボウテキスタイル(株)	(株)共和鋳造所	(株)昭和染工場
(株)大塚紡績工場	(有)田中鋳造所	丹羽産業岐阜(株)
丸伴化学工業(株)	中部アルミ工業(株)	山口染色(株)
福寿工業(株)	東海銑鉄(株)	丸京染色(株)
不二精工(株)	鍋屋工業(株)	影山染色(株)
岩田光学工業(株)	丹羽鋳造(株)	堀場染色(株)
岐阜プラスチック工業(株)	(株)高橋鋳造所	(資)木曾川染絨
カルビー(株) 各務原工場	大洋鋳造(株)	永田染工(株)
ムト一精工(株)	東海鋳造(株)	(株)青木染工場
榎本工業(株)	(株)ナベヤ	三喜産業(有)
岐阜トヨタ自動車(株)	西垣ポンプ製造(株)	郡上紡績(株)
徳田工業(株)	(株)林鋳造所	美尾整理(株)
(株)テクノ共栄	福德工業(株)	三晃染色(株)
(有)山本ボイラー製造所	(有)三里鋳造工業所	山田染絨(株)
三浪工業(株)	大洋紡績(株)	ナイト織興(株)
(株)和井田製作所	東海染工(株) 岐阜工場	起染色(株)
ホラタ工業(株)	ギトー食品(株)	長良川染工(株)
中日本ダイカスト工業(株)	エーザイ(株) 川島工場	川口染工場
丸栄コンクリート工業(株)	日本高圧コンクリート(株)	靖和染色(株)
(株)日本タクシー	岐阜富士工器(株)	岐阜クマニシ染工(株)
森田鋳造所	名古屋三菱ふそう自動車販売(株)	(有)柴山染工場
篠電機工場	岐阜くみあい食鳥(株)	(資)中屋染工場
(有)高橋鉄工所	丸盛バイル(株)	(有)ヤマセン
信栄ゴム工業(株)	日の丸自動車(株)	南谷染色(株)
日産プリンス岐阜販売(株)	岐阜トヨペット(株)	モルサ(株)
T H K(株) 岐阜工場	(株)岐阜セラック製造所	大東乳業(株)
(株)ハヤシ	(株)宇野鋳造所	(有)三井鋳造所
(株)市川金属	大洋製紙(株)	鈴木鋳造所
朝日精練(株)	高橋製紙(株)	三光アルミ(株)
(株)常盤電機	(株)後藤鉄工所製紙工場	福村製紙(株)

## 寄付ご承諾事務所

岐阜いすゞ自動車(株)  
(株)岐阜高島屋  
日幸製菓(株)  
(株)新岐阜百貨店  
日産ディーゼル 岐阜販売(株)  
中日鋼線(株)  
カネカ食品(株)  
トヨタカローラ岐阜(株)  
今井航空機器工業(株)  
岐阜日野自動車(株)  
(資)田中プレス工業所  
(株)ホンダベルノ岐阜  
岐阜日産自動車(株)  
(有)松岡鋳造所  
(名)安田商店

### 西濃地区

神鋼造機(株)  
太平洋工業(株)  
味の素冷凍食品(株)  
松下電子部品(株) 高周波部品事業部  
豊島紡績(株) 神戸工場  
鐘紡(株) 大垣工場  
(株)郷鉄工所  
帝人(株) 岐阜事業所  
都築紡績(株) 糸貫工場  
(株)ナイガイテキスタイル  
㈱イノアックコーポレーション 南濃事業所  
天野製薬(株) 養老工場  
日東あられ(株)  
(株)紀文フードケミファ 岐阜工場  
三光化学工業(株)  
千代田工業(株)  
岐阜カリモク(株)  
長良製紙(株)  
富士加工(株)  
後藤段ボール(株)  
(株)大鹿印刷所

明治製菓(株) 岐阜工場  
(株)西濃イノアック  
旭化成工業(株) 稔積工場  
日本インシュレーション(株) 生産事業部  
昭和コンクリート工業(株) 挿斐川工場  
東神電工(株)  
(株)東神電気 挿斐川工場  
大丸松下食品(株)  
大日金属工業(株) 岐阜事業所  
八州金属(株)  
(有)トモエ商店  
三宝化学工業(株) 大垣工場  
(有)高田工業  
グリコ協同乳業(株) 中日本事業部  
カネボウ光陽(株)  
(株)伊藤精密製作所  
揖斐川工業(株)  
スイトタクシー(株)  
日本ハイモ工業(株)  
シンコー工業(株)  
丸山工業(株)  
新興鋳物(株)  
東海森紙業(株) 岐阜事業所  
三洋電機(株) 人事本部岐阜管理センター  
(株)原織機製作所  
安田金属工業(株) 岐阜工場  
東邦レーヨン(株)  
小里機材(株)  
吉田木材(株)  
美津濃(株) 養老工場  
帝国織維(株) 大垣工場  
アルナ工機(株) 養老工場  
コーテック(株)  
日本無機(株) 垂井工場  
平井精密工業(株)  
朝日興業(株)  
小泉工業(株)  
(株)吉田ハム

日本合成化学工業(株) 大垣工場  
大垣化成工業(株)  
二村化学工業(株) 大垣工場  
ヨーコン(株)岐阜工場  
中村製紙(株)  
大垣ニチゴー産業(株)  
東海ロール(株)  
東栄化工(株)  
(株)黒田精機製作所  
日本耐酸塗工業(株)  
三菱パーリントン(株)  
ヘキスト合成(株)大垣工場  
サンケミカル(株)  
ユニチカ(株)垂井工場  
西濃運輸(株)  
クラレプラスチック(株)伊吹工場

### 中濃地区

ライン生コン(株)  
岐阜県東濃生コン協同組合  
(株)カネ三生コンクリート  
(株)鈴木石油店  
丸ス産業(株)  
貝印カミソリ工業(株)  
フェザー安全剃刀(株)  
富士電機冷機製造(株)  
大福製紙(株)  
(株)ライクスタカギ  
東和耐火工業(株)  
(株)甲山製作所  
野田産業(株)  
不二見セラミック(株) 岐阜工場  
二村化学工業(株)  
濃飛タイル(株)  
佐藤化学工業(株)  
(株)洞戸化成  
(株)神潤カヤバ製作所  
(株)神代鉄工所

## 寄付ご承諾事務所

(株)川辺カヤバ製作所

名古屋バルブ(株)

大栄住宅(株) 可児工場

船橋物産(株)

カヤバ工業(株) 岐阜事業所

日本情報用紙化工(株)

白鳥アイチーエマソン(株)

日本パワーステアリング(株) 岐阜工場

東栄管機(株)

日産コンクリート(株)

(有)小川建材

美濃アルミ(株)

(合)武藤商店

(株)古田鉄工

(株)東洋工機

白川生コン協業組合

(株)名古屋蝶子製作所

(株)マツバラ

(株)大雲製紙

三輪製紙(株)

藤田製紙(株)

東邦紙業(株)

武勝製紙(株)

小川産業(株)

川一製紙(株)

牧製紙(株)

加根丈製紙(株)

(有)村井製紙所

美濃桜製紙(株)

(株)大翔製紙加工

今仙電機製作所可児工場

中日本スイッチ(株)

協同組合岐阜県可児工業団地管理センター

### 東濃地区

三菱電機(株) 中津川製作所

東清運輸(有)

本州製紙(株)中津川工場

美濃窯業(株)瑞浪工場

(株)中央物産

(株)協信

鈴木工業(株)

(株)山加商店

北恵那交通(株)

(株)イワビシ

東濃工業(株)

アイカ電子(株)

ソニー瑞浪(株)

(株)ミハト

中央板紙(株)

笠原陶磁器工業協同組合

滝呂陶磁器工業協同組合

市之倉陶磁器工業協同組合

多治見陶磁器工業協同組合

高田陶磁器工業協同組合

土岐津陶磁器工業協同組合

泉陶磁器工業協同組合

肥田陶磁器工業協同組合

土岐津西部陶磁器工業協同組合

下石陶磁器工業協同組合

妻木陶磁器工業協同組合

駄知陶磁器工業協同組合

瑞浪陶磁器工業協同組合

恵那陶磁器工業協同組合

全国モザイクタイル工業組合

岐阜県耐火煉瓦工業組合

(株)T Y K

(株)トキワ

(有)山正環境管理

原水簾蛙目工業協同組合

本多金属工業(株)

東濃鋳造(株)

美濃工業(株)

中津紙工(株)

伊原高压継手工業(株)

ユニオンエレックス(株)

愛岐工業(株)

明光化成工業(株)

(株)明智 I N A X

大興工業(株)

東栄製紙工業(株)

八百健(株)

ティネン工業(株)

協和ダンボール(株)

(株)恵那峡ランド

ダイセン(株)

明智セラミックス(株)

(株)富士カントリー

明智ゴルフ俱楽部ひるかわゴルフ場

(株)青山製作所恵那工場

(株)恵那金属製作所

明知硝子(株)

(株)前野工業所中津川工場

### 飛騨地区

飛騨産業(株)

飛騨運輸(株)

吉城薬品工業(株)

アルプス薬品工業(株)

日本レヂボン(株) 生産本部

神岡部品工業(株)

柏木工(株)

(株)金山カヤバ製作所

神岡鉱業(株)

(順不同)

岐阜地区 157社

西濃地区 74社

中濃地区 53社

東濃地区 59社

飛騨地区 9社

合計 352社

## 編集後記

当会報も会員各位のご協力によりまして、第11号を発行する運びとなりました。

産業廃棄物等の処理につきましては、処理する場所に限りがあり、特に建設廃材の処理については大変困った問題です。公共事業を施工するにも影響が出ています。また、生ごみの処理についても行政では多額の金がかかり大変なようです。ゴミ回収人夫の不足でも頭が痛いようですし、健康

を害する人が多いとも聞いています。廃棄物の再資源化・減量化も呼ばれてはいるもののなかなか思うように進んでいない現状です。行政がものを言えば、住民パワーに負ける、お互いに勝手です。自分のことしか考えない人が多い世の中です。

環境保全に対して新しい情報、ご意見及びご希望をお寄せ頂ければ幸いと存じます。

(広報編集委員 各務 遼)

事務局から

### 「1992(平成4年)版協会要覧」を発行します。 掲載事項に変更がありましたら至急！お知らせください！

広報編集委員会では、昨年（平成3年9月10日）会員名簿を中心とした「協会要覧」を初めて作成しましたが、関係者から大変喜ばれましたので平成4年度版を作成することを予定しております。

初版以来、社名・取り扱い品目等掲載内容に変更のある場合には、本誌「綴じ込みハガキ」で至急お知らせください。

### 「ウエステック'92」視察研修階参加希望者を募ります。

研修指導委員会では、本年9月17日から20日まで神戸市で開催される「ウエステック'92」の視察研修会（会費制）を企画しております。参加希望者は、事務局までご連絡ください。

なお、定員は35名を予定し、定員となり次第締切らせて頂きます。また、参加者が少数の場合は中止することもありますので、予めご承知ください。

詳細は、追って参加希望者に連絡します。

### 困ります！協会名の悪用！

最近、協会の名称を使用した文書が某所に配布されました。本協会には関係のない方の仕業でしょうが、単なる悪戯では済まされない問題だけに困惑しております。

### ぎふ保全協会報編集委員

委員長 山村 けい

副委員長 蒔田 浩

委員 青木 重三郎 各務 遼 菅原 一郎

野々村 清 野村 清晴 坂 喜一

（この会報は、省資源・省エネを通じ地球環境の保全を図るため再生紙を利用してあります。）

# ステキな名前 つけてください。

産業廃棄物は、今とっても重要なテーマ。廃棄物を少なくしたり、リサイクルしたり、正しく処理するために、関係者みんなの協力が不可欠です。そこで生まれたのが私、「産業廃棄物適正処理」のマスコットです。処理する人や排出する人たちと手をつないで、豊かな社会づくりに役立ちたいと思ってます。かわいくてステキな名前、待ってます。

## ●応募要領：

葉書、または裏面のFAX応募用紙を切り取り、ネーミング案をひとつ書いて、お名前、勤務先、

所属、年齢を明記のうえ、下記へ

郵送またはFAXでお送りください。

ひとり何通でもOK。5月20日着信分  
で締め切らせていただきます。

## ●応募者プレゼント：

ご応募いただいた方先着500名様に、かわいいマスコットが印刷された粗品をプレゼントいたします。

## ●応募先：

〒100 東京都千代田区永田町  
1-11-28 相互永田町ビル5F

(社)全国産業廃棄物連合会  
「マスコット」係

FAX.03-3580-5666



産業廃棄物の適正処理をテーマに  
皆さんとともに歩んでまいります。  
よろしくお願い申し上げます。

## 《産業廃棄物適正処理のためのマスコット・ネーミング募集中》

社団法人 全国産業廃棄物連合会

〒100 東京都千代田区永田町1-11-28 相互永田町ビル5F ☎03(3593)0011

(社)全国産業廃棄物連合会  
「マスコット」係宛  
(FAX.03-3580-5666)

応募締切
5月20日
着信分

産業廃棄物適正処理のための  
**マスコット・ネーミング**  
**FAX応募用紙**

ネーミング案

お名前：

年齢：

勤務先：

所属：

所在地：

□ ( )



●ネーミング募集の詳細に関しては、裏面をご覧ください。



### 協会のシンボルマーク

本県の頭文字を山にちなみ、処理業界、排出事業者及び、行政が三位一体となって協会の使命を果たすべく期待が込められています。

平成4年3月25日発行

第11号

編集  
発行 社団法人 岐阜県環境保全協会

理事長 梶原拓

〒500 岐阜市薮田1丁目101番地 水産会館1階  
TEL <0582> 72-9293  
FAX <0582> 72-6764

印刷 共和印刷株式会社